



2025年7月17日

各 位

会 社 名 株式会社クスリのアオキホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 青木 宏憲  
(コード番号 3549 東証プライム)  
問合せ先 取締役管理部門担当 八幡 亮一  
(T E L 076-274-6115)

### 定時株主総会の付議議案及び株主提案に関する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2025年8月開催予定の第27回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の目的事項に関し、当社株主である OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD. 及び OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.（以下、「提案株主」といいます。）より、株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、本日開催の取締役会において、取締役会として、会社提案（第1号議案から第2号議案まで）を付議する旨及び株主提案について真摯に検討した結果、本株主提案については反対する旨を決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案株主

OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.  
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.

#### 2. 本定時株主総会の付議議案

<会社提案>

第1号議案：取締役11名選任の件

第2号議案：補欠監査役1名選任の件

※会社提案の第1号議案に関するご参考情報は、別紙1をご参照ください。

#### 3. 株主提案の内容

<株主提案>

第3号議案：取締役2名解任の件

※株主提案に係る各議案の要領及び提案の理由については、別紙2において提案株主から受領した株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しておりますのでご参照ください。

#### 4. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

##### 議題1：取締役2名解任の件

##### (1) 当社取締役会の意見

**取締役会としては、本株主提案については反対します。**

##### (2) 反対する理由

本株主提案がなされた理由は、2020年1月9日付当社取締役会で決議された有償ストックオプションの発行手続と権利行使に関するものですが、当社取締役会においては、2024年7月18日付「[定時株主総会の付議議案及び株主提案に関する当社取締役会意見に関するお知らせ](#)」で述べておりますとおり、当社代表取締役である青木宏憲及び当社取締役である青木孝憲（以下、「本取締役ら」といいます。）が当社のガバナンスを歪め、当社に過大な損害を与えた事実はないと判断しておりますので、提案株主の主張は何ら合理性のないものであり、本取締役らを解任する理由・根拠とはなり得ないと考えております。

また、当社は、2025年5月期において売上高501,470百万円、経常利益27,513百万円を実現し、当社の第3次中期経営計画において目標としていた「2026年5月期 売上高5,000億円」を1年早く達成し、企業価値を高めておりますが、この中期目標を早期に達成できたのは、本取締役らの強いリーダーシップと迅速な業務執行の結果であり、当社取締役会としては、本取締役らは、今後の当社の更なる発展と継続的成長の実現に必要な人物であると判断しておりますので、本株主提案には反対いたします。

なお、当社取締役の任期については、当社定款に基づき「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」と定められていることから、2025年8月19日開催予定の当社定時株主総会の終結の時をもって、取締役としての任期を終了します。提案株主においては、本来であれば、当社が提案する第1号議案のうち、本取締役らの再任に係る議案について反対する旨の議決権を行使すれば、本取締役らを取締役として再任させないとの意思表示が可能です。よって、別途解任する実質的な意義は認められない点も付言いたします。

以上

(別紙1)

【ご参考】

第27回定時株主総会後の取締役の体制及びスキルマトリックスは以下の予定となります。

(取締役)

取締役最高顧問	青木 保外志
代表取締役社長	青木 宏憲
取締役副社長	青木 孝憲
常務取締役	飯嶋 仁
取締役	八幡 亮一
取締役(社外)	岡田 元也
取締役(社外)	柳田 直樹
取締役(社外)	井上 佳子
取締役(社外)	藤井 大温
取締役(社外)	竹内 俊昭
取締役(社外)	木下 玲子

(スキルマトリックス)

区分	氏名	地位	専門性				
			企業経営・事業戦略	事業知見・商品	人的資本・人材開発	財務・会計	法務・リスクマネジメント
取締役	青木保外志	取締役最高顧問	●	●	●		
	青木宏憲	代表取締役社長	●	●	●		
	青木孝憲	取締役副社長	●	●		●	
	飯嶋仁	常務取締役		●	●		
	八幡亮一	取締役		●		●	●
	岡田元也	社外取締役	●	●			
	柳田直樹	社外取締役			●		●
	井上佳子	社外取締役	●		●		
	藤井大温	社外取締役	●	●			
	竹内俊昭	社外取締役	●	●			●
	木下玲子	社外取締役	●		●	●	

(別紙2)

提案株主から受領した株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

2025年6月19日

〒924-0057

石川県白山市松本町 2512 番地  
株式会社クスリのアオキホールディングス  
代表取締役社長 青木 宏憲 様  
CC: 同取締役会 御中

Maples Corporate Services Ltd, PO Box 309, Ugland  
House South Church Street, George Town, Grand  
Cayman, KY1-1104,  
Cayman Islands

OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.

Maples Corporate Services Ltd, PO Box 309, Ugland  
House South Church Street, George Town, Grand  
Cayman, KY1-1104,  
Cayman Islands

OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.

代理人

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門一丁目 16 番 4 号  
アーバン虎ノ門ビル 7 階  
金川国際法律事務所  
電 話 03-6206-6652  
F A X 03-6206-6653

弁護士 金 川



弁護士 小 濱 浩



弁護士 古澤 賢太郎クリストク



弁護士 篠 崎



弁護士 呉 眞 瑛



弁護士 大 峰 友



弁護士 渡 久 地 裕



## 株主提案書

当職らは、OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.及び OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.（以下「オアシス」と総称する。）の代理人として、以下の通り通知する。

オアシスは、株式会社クスリのアオキホールディングス（以下「当社」という。）の300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主として、会社法第303条第2項に基づき、2024年8月開催予定の当社第27回定時株主総会において下記第1に記載する議題（以下「本議題」という。）を株主総会の目的とすることを提案するとともに、本議題について、下記第2に記載する議案（以下「本議案」という。）を提出し、会社法第303条第2項、同法第305条第1項、同法第325条の3第1項第4号及び同法第325条の4第4項並びに会社法施行規則第93条に基づき、本議案の要領について電子提供措置をとることを請求する。

### 第1 提案する議題

議題1：取締役2名解任の件

### 第2 議案の要領及び提案の理由等

#### 1. 議題1：取締役2名解任の件

議題1の各議案に共通する提案の理由は以下のとおりである。当社の株式取扱規程上、1議案に関する提案の理由が400字に制限されているため、議題1にかかる議案の提案の理由の合計の字数を800字以内に収めている。

提案株主（オアシス）は、2020年1月に行われた青木宏憲氏及び青木孝憲氏2名のみを対象とした新株予約権（「本SO」）について、オプション評価額の検証が適切になされずに発行されたことで、当社に過大な損害が発生したと指摘し続けている。

実際、オアシスによる議事録等閲覧謄写を通じて、オプション価値の評価の過程がブラックボックス化していた事実や、オプション価値の評価方法に関して誤解がなされたまま意思決定がなされた事実が判明した。そこで、オアシスは、本SOの発行を通じて当社が被った莫大な損害の回復を求め、2024年7月に宏憲氏、孝憲氏及び八幡亮一氏の責任を追及する株主代表訴訟を提起した。その上で、昨年度の株主総会に先立ち、①本SO発行にかかる意思決定過程の正当性を株主自ら判断しえるよう、客観的な資料（評価書や関連する議事録）の公表を求めると共に、②青木兄弟に対して裁判所の判断が下されるまで本SOを行使しないよう求めていた。

しかし、青木兄弟は、昨年度の株主総会后、本SOを即座に行使し、議決権ベースで両名合計約11%もの株式を取得した。本SO発行にかかる意思決定過程について数々の問題点が

指摘されている中、裁判所の判断を待たずに、本 SO の行使を強行し、創業家一族による当社への影響力を高める行為は、以前にも増して当社のガバナンスを歪めさせるものである。

さらに、株主代表訴訟を通じて、業績（経常利益）と株価に相関関係がないとの極めて不合理な前提を用いることで本 SO の評価額を不当に引き下げた可能性が極めて高い事実が明らかとなった。かかる中、意思決定過程に真に問題が無いのであれば、評価書や議事録等の公表を通じて、株主自ら検証する機会を与えるべきだが、実際には、かかる公表はなされていない。両兄弟が当社取締役として影響力を行使し続けたためと考えられる。

そこで、かかる青木兄弟の責任の重さに鑑み、本解任議案を提案する。

(1) 議案 1

(ア) 議案の要領

取締役 青木宏憲氏を解任する。

(イ) 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

(2) 議案 2

(ア) 議案の要領

取締役 青木孝憲氏を解任する。

(イ) 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

以上